

国民年金

付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金保険料（令和5年度は16,520円）に加えて付加保険料（月額400円）を納めることにより、老齢基礎年金に年額で「200円×付加保険料を納めた月数」の付加年金が上乘せされる制度です。付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

●納めることができる方

- ・国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）

●申込手続き

- ・付加保険料を納付するには付加保険料納付申出書の提出が必要です。
- ・申出にはマイナンバーまたは基礎年金番号がわかるものが必要です。（マイナンバーカード、基礎年金番号通知書、年金手帳など）
- ・付加保険料の納付は申出をした月分からになります。

●注意事項

- ・納期限は納付対象月の翌月末日です。
- ・付加保険料の納付をやめる場合は付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。
- ・国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

●申込場所

岐阜南年金事務所または役場住民課

☎岐阜南年金事務所 ☎273-6161 住民課 ☎388-1115



消防署

逃げ遅れを防ぐための住宅防火

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

火災による死者数のうち、65歳以上の高齢者の占める割合は約7割と高水準で推移しています。また、さらなる高齢化の進展が見込まれ、住宅火災による高齢者の死者数の割合は今後増加していくことが予想されます。

そこで自分自身の生命、財産を守るために次の3つの備えが大切になります。

住宅用火災警報器の設置

住宅用火災警報器は煙や熱を感知して、火災の発生を警報音や音声で知らせるものです。火災による死因の約半数が逃げ遅れのため、寝室や階段に設置することで少しでも早く火災に気づき初期消火や安全な避難が可能になります。

住宅用消火器の設置

自宅で火災が発生したら身を守るための行動が最優先です。例えばキッチンやコンロで火災が発生した際に、早い段階で消火できれば延焼を防ぐことができます。また取り扱い方法も簡単に軽量の製品もあり、誰でも使用できます。

防災製品への取り換え

防災製品は、燃えやすい布製品などを、着火しにくく、また着火したとしても燃え広がりにくく加工したものです。住宅火災の多くは、ストーブやたばこの火、調理中のガスコンロの炎などがカーテンや家具、衣類に燃え移り発生します。防災製品を使用することによって火災を予防し、万が一発生した際には避難時間の確保につながります。

